

# 「この条例を育てていく」

企画調整課 ☎6710



平成25年4月1日から施行される十和田市まちづくり基本条例の内容を紹介いたします。

条文解説とともに、条文に込められた市民検討委員の思いや願いを、検討委員会が整理したチャートや議事録からご紹介します。今月号では、第9章から最終章までを解説します。

## 第9章 市民の参画への参加

（市民の参画）

第22条 市は、市民の参画を容易にするため、市民が意見を述べやすい環境を整えるように努めるものとし、

2 市は、まちづくりに関して市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、説明会の開催等適切な方法を選択するように努めるものとし、

3 市は、審議会等の委員を選任しようとする場合、その設置の目的に応じ、委員の一部を公募により市民から選任するように努めるものとし、

第9章は、市民の市政への参画について2条に分けて定めています。

第22条は、市民の参画を推進するため、市民が意見を述べる環境づくりについて定めています。

本条例第2条において、

▼「参画」：まちづくりに主体的に参加し、その意思形成に関わること

▼「まちづくり」：まちが抱えている課題に対して、協働して解決を図り、住みよいまちにしていくための活動

▼「協働」：私たちがそれぞれの役割と責任を自覚し、協力して行動することと定めています。

そして第6条において、「市民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利がある」と定めています。これらを踏まえ、市は、市民が相談、苦情、要望、意見などを述べやすい環境づくりに努めます。

そして市民に意見を求めるときは、代表的な市民参画手法の一つである意見公募手

第10章では、この条例の見直しに対する基本的な考え方について定めています。

第24条では、市長は、この条例に掲げられていることが適正・円滑に運用されているかどうか、その状況を検証し、将来にわたって、この条例の理念を発展させていくことが定められています。市民検討委員会における「この条例の理念が広く浸透するまで、条例を育てていく」という委員の思いがこの条文に込められています。

（条例の検証及び見直し）

第25条 市長は、この条例が十和田市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうか必要に応じて検証し、見直しが必要であると判断したときは、必要な措置を講じるものとし、

2 市長は、前項に規定する検証及び見直しに当たっては、市民を主体とした検討組織を設け、その意見を聴くものとし、

第25条では、この条例が、刻々と変化する社会情勢に適合しているか必要に応じて検証し、見直しが必要な場合は、必要な措置を取ることができることを定めています。この条例は、まちづくりにとって普遍的なものであると考えますが、条例の内容が、社会情勢の変化に対応していないときは、必要に応じて見直すことが必要です。

その検討や、見直しについては、条例の趣旨からも、市民を主体とした検討組織を設け、市民の意見を聴いて行う必要があります。

## 市民検討委員会の議論（第10章 施行後の検証及び見直し）

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会情勢の変化に伴って、まちづくりへの取り組み方も変化していくことが想定されることから、よりよいまちづくりを進めるためには、条例の施行後に検証と見直しが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協働の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▷市民と市との協働を推進していく場所や仕組みの構築。</li> </ul> </li> <li>■検証と見直し                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▷条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないように、市民・議会・市それぞれの立場で見守り、必要があれば見直すものとする。</li> <li>▷見直しに当たっては、多くの市民の声に耳を傾けるように努める。</li> <li>▷条例施行後に、市民参画や協働が、条例の意図する方向に進んでいるか、検証する常設の市民参画・協働推進委員会の設置。（市民検討委員会から一定数の参加）</li> <li>▷市の組織においても上記の委員会とまちづくりを協働で推進する組織を新たに作る。</li> </ul> </li> </ul>



## 第11章 雑則

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとし、

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

（住民投票）  
第23条 市長は、市民生活に関する極めて重要な事項について、広く住民の意思を問う必要があると認める場合には、住民投票を実施するものとし、

2 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重します。

3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、その都度、条例で定めます。

第23条は、政策形成過程において市民が市政に直接参画する手段として、住民投票を定めています。

住民投票とは、間接民主制（＝議会制度）を補完し、住民の総意を的確に把握するために用いられるもので、住民が自らの意思を直接表明する機会となるものです。

市長は、市が行う施策・事業において、住民に直接賛否を問う必要があるもので、かつ、市や住民全体が直接利害関係を有するなど、市民生活に関する極めて重要な事項について、住民投票を実施できることが定められています。

また、間接民主制においては、住民投票の結果によって、市長や議会の意思を拘束することはできないことから、市長および議会は、投票の結果を十分に検討し、考慮するなど住民投票の結果を尊重し、全市民的な視点で意思決定をしていくことが定められています。

なお、住民投票によって住民の賛否を問おうとする場合、最も適切な対象や方法を選択できるよう、個別の事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定して、実施するものであることを定めています。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

本市における自治の基本理念、市政運営の基本原則、市民の市政への参画、市や議会、市民の役割と責務など、本市のまちづくりに関する基本的な理念を明らかにする条例です。

私たちの十和田市が、何十年、何百年先も魅力と活力があふれる都市として輝き続けるよう、「活力に満ち安心して暮らせる元氣な十和田市」を実現するため、

十和田市のまちづくりを担う私たち一人ひとりが、この条例を踏まえ、建設的な形でまちづくりを協働して進めていくことが重要です。

※8月号から6回にわたり連載いたしました「十和田市まちづくり基本条例」の紹介は今号が最終回となります。

※十和田市まちづくり基本条例全文は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所企画調整課窓口・十和田湖支所でも配布しています。

## 市民検討委員会の議論（第9章 市民の市政への参加）

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長が市政にかかわる重要事項について、住民投票など市民の意見を聴いたことがない。</li> <li>●住民投票の制度がない。</li> <li>●20歳未満の住民は市政に参加する仕組みがない。</li> <li>●住民投票の実施には多額の経費を要する。</li> <li>●市長の解職請求や議会の解散請求の制度はある。</li> <li>●重要課題について住民の意思を確認する仕組みがない。（アンケート調査など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住民の意思を確認する仕組みづくり</li> <li>①市民アンケート調査（広報とわだを活用した市民アンケート調査の実施。一つの簡易な事例）</li> <li>②世論調査</li> <li>③住民投票                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▷住民投票の発議ができる仕組み作り。</li> <li>▷投票結果の尊重。</li> <li>▷市長は請求があった時は実施する。</li> <li>▷市長は自ら実施できる。</li> <li>▷投票権は16歳（中学校卒業）以上。</li> <li>▷住民の6分の1以上で市長に対し実施の請求が可能。</li> </ul> </li> </ul>

## 第10章 施行後の検証及び見直し

（条例の推進）

第24条 私たちは、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進に関し不